

事業	現 行	
障害者手当	対象者	身体障害者1～4級所持者 または愛の手帳1～4度所持者
	補助額	7,000円/月
	所得要件	本人、その配偶者及び子が非課税 本人が20歳未満の場合は、その 父母も非課税
福祉病手患者	対象者	東京都難病医療費等助成制度(特定 医療費、マル都医療、特殊医療) に認定されている患者
	補助額	5,000円/月
	所得要件	障害者手当と同様。

検討会・窓口などのご意見

難病患者も、医療費等の経済的な負担があるのは障害者と同様であるのに、手当の額に差を設けるのはおかしいのではないかと？



改正

事業	見直し後	
障害者手当	対象者	現行制度と同じ。
	補助額	(注)6,000円/月
	所得要件	本人が市民税非課税、または均等割のみ課税 配偶者が市民税非課税、または均等割のみ課税 本人が20歳未満の場合は、父母も同様。
福祉病手患者	対象者	現行制度と同じ。
	補助額	(注)6,000円/月
	所得要件	障害者手当と同じ。
見直し点		
所得基準の見直し	現行制度では、本人・扶養義務者の所得要件を市民税非課税者のみとしていたが、新制度では均等割のみ課税者についても、対象とする。また、現行制度では扶養義務者の範囲について、配偶者および子(本人未成年の場合、父母含む)としていたが、子を除外する。それにより所得の少ない方に対する受給資格が拡大する。	
支給金額の見直し	現行制度において存在した、手当間の金額の格差をなくす。障害者手当受給者にとっては、支給金額が減となるものの、上記所得基準の見直しと併せて、より多くの真に補助が必要な方に対して受給資格を拡大しつつ公平に手当が支給できるようになる。	

収入が少ない方のほか、僅かに所得が課税される基準額を上回ってしまったことにより課税されている方も、真に困窮している(補助が必要)のではないだろうか？



改正

事業	現 行	
費用ソリ補助	対象者	身体障害者手帳1～3級所持者 (ただし、上肢、聴覚、音声、 言語、そしゃく機能障害を除く) または愛の手帳1～3度所持者
	補助額	一か月に50Lを上限として、 1Lあたり55円を補助する。 身体障害者手帳1・2級所持者で 本人運転の場合、上限は80L。
	所得要件	本人が市民税非課税 配偶者および子の所得が、都手当 の所得制限基準額以下。 本人が20歳未満の場合は、父母 の所得も配偶者等と同様。
利々料シ金補助等	対象者	ガソリン費と同様。
	補助額	月額3,000円を上限とする。
	所得要件	本人が市民税非課税 配偶者および子が市民税非課税 本人が20歳未満の場合は、父母 の所得も配偶者等と同様。

同居の子の所得で制度の対象外となったが、実際には子の経済的援助を受けておらず自活しているのに、子の所得を対象とするのは理不尽に感じる。



障害のある方にとって、現行制度の請求手続は煩雑であり、心理的な負担になっている。



事業	見直し後	
～支移 仮援助 称手費 ～当用	対象者	現行制度と同じ。
	手当額	(注)1,500円/月
	所得要件	障害者手当と同じ。
見直し点		
所得基準の見直し	ガソリン補助受給者の一部は、新制度移行時に対象から外れる者が生じるものの、所得の少ない方に対する受給資格が拡大する。	
利便性の向上	手当制度とすることで、多様化する移動手段に対応可能となり、これまで以上に障害のある方の社会参加を促進する。また、領収書の保管や請求書の提出が不要となるため、障害のある方の負担が軽減する。	

(注)本資料における支給金額は、現在、障害支援課で検討している予算要求の手当額です。